

事 務 連 絡
平成 2 9 年 3 月 2 1 日

各 位

独立行政法人日本学術振興会
研究事業部長 長 澤 公 洋

「独立行政法人日本学術振興会審査委員候補者データベース」のデータの確認・更新について（依頼）

科学研究費助成事業については、日頃より多大な御支援、御協力を賜り、心より御礼申し上げます。

日本学術振興会では、「独立行政法人日本学術振興会審査委員候補者データベース」（以下、「データベース」という）を整備し、学術システム研究センターにおいて、本会が実施する各種事業の審査委員を選考する際に活用しており、データベースに登録されているデータの確認・更新が適正な事業運営において不可欠となっております。

また、科学研究費助成事業（科研費）の審査については、研究者が建設的相互批判の精神に則って相互に審査し合うピアレビューを基本としているため、データベースに登録されている審査可能な区分のデータが審査委員を選考する上で大変重要な情報となります。

今般、学術システム研究センターでの検討を踏まえ、文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会の決定により、平成 3 0 年度科研費（平成 2 9 年 9 月に公募予定）からの審査は、現行の細目表を廃止し、「小区分・中区分・大区分」で構成される新しい審査区分で行うこととなりました。

このことから、昨年度までにご登録いただいた現行の細目表に基づく関連細目（審査可能細目）を【別紙】の整理により「審査可能小区分」として本会にて暫定登録しております。「審査区分表について」を参考の上、「審査可能区分」および「内容の例」を必ずご登録いただきますようお願いいたします。

データの確認・更新において使用する「審査委員候補者情報登録システム」にログインするための「ID・パスワード通知書」は所属機関を通してお渡ししますので、平成 2 9 年 4 月 4 日（火）までに登録されている情報の確認・更新を行っていただきますようお願いいたします。

今後、登録状況に応じて改めてご連絡をする場合もありますが、その際はご協力方よろしくお願いいたします。

[本件連絡先]

独立行政法人日本学術振興会
研究事業部研究助成第二課審査委員総括係
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1
TEL:03-3263-4764
FAX:03-3263-1824

審査区分表について

○審査区分表は科研費の審査区分を示すもので、応募者が、自ら応募研究課題に最も相応しい審査区分を選択するためのものです。

○審査区分は、小区分、中区分、大区分の3つの区分からなります。

<小区分>

審査区分の基本単位であり、基盤研究（B）（C）、若手研究の審査区分となります。

小区分には「内容の例」が付してありますが、これは、応募者が小区分の内容を理解するためのもので、記載されていない内容の応募を排除するものではありません。

<中区分>

基盤研究（A）及び挑戦的研究の審査区分です。中区分の審査範囲を示すものとして、いくつかの小区分が付してあります。但し、中区分に含まれる小区分以外の内容の応募を排除するものではありません。

<大区分>

基盤研究（S）の審査区分です。大区分の審査範囲を示すものとして、いくつかの中区分が付してあります。ただし、大区分に含まれる中区分以外の内容の応募を排除するものではありません。

「審査委員候補者情報登録システム」上において、審査区分表（小区分、中区分、大区分一覧）を閲覧いただけますので、審査可能な区分を登録願います。

（参考）平成30年度科研費からの審査方式

【2段階書面審査】同一の審査委員が2段階にわたる書面審査により採否を決定する。

小区分：基盤研究（B）（C）、若手研究

【総合審査】同一の審査委員が書面審査と合議審査により採否を決定する。

中区分：基盤研究（A）、挑戦的研究

大区分：基盤研究（S）

◎ データベースの暫定登録は以下の方法で機械的に行っています ◎

◆ 方法①

「関連細目1」の内容と「小区分名」、「内容の例」の間に一致するワードがある場合、当該小区分を「審査可能小区分1」に暫定登録。

◆ 方法②

「関連細目1」と「関連細目2」のいずれの内容も同一の「小区分名」、「内容の例」に一致するワードがある場合、当該小区分を「審査可能小区分1」に暫定登録。

⇒ 登録内容が適切か必ず御確認ください

◆ 方法③

方法②以外で「関連細目2」の内容と「小区分名」、「内容の例」の間に一致するワードがあった場合、当該小区分を「審査可能小区分2」に暫定登録。

⇒ 登録内容が適切か必ず御確認ください

【情報の確認・更新について】

※ ログインに当たっては、既に送付済みの「ID・パスワード通知書」を御確認ください。

※ 情報の更新手順については、ホームページに掲載の「マニュアル」を御参照ください。

◆ 方法④（方法①～③によりがたい場合）

「関連細目1」の内容から想定される複数の小区分について、当該小区分番号の若い順に「審査可能小区分1」～「審査可能小区分3」まで暫定登録。

※「関連細目1」がこのケースに該当する場合、「関連細目2」の内容は反映しない。

⇒ 登録内容が適切か必ず御確認ください

登録内容が適切でなかった場合、御自身の本来の審査可能区分とは異なった区分で審査委員を依頼される恐れがありますので必ず御確認ください